

2.7 港湾管理者業務

2.7.1 入港料減免・還付申請（W E R）

本業務では、港湾管理者に入港料減免申請書及び入港料還付申請書（以下、「入港料減免・還付申請」と呼びます）を提出することができます。本業務では、入港料減免・還付申請を、登録・訂正・取消することができます。

申請の操作方法については、1.3.2（4）申請業務を参照してください。

表 2.7.1-1 申請が可能な書類の種類

書類	宛先官庁
入港料減免申請書の提出	港湾管理者
入港料還付申請書の提出	

入力者について

- 入力者は船会社、船舶代理店です。

船舶基本情報について

- 船舶基本情報（内航船）は、申請先への申請を行うことで船舶基本情報の有効期間が一定期間延長されます。

訂正について

- 訂正できる入港料減免・還付申請の条件は以下のとおりです。
 - 入力者は入港料減免・還付申請を提出した利用者と同一である必要があります。
- 申請済の入港料減免・還付申請に対して訂正が行われた場合、届出／申請番号（入港料減免等申請番号）には枝番が付加されます。
- 入港料減免・還付申請に対する訂正は、最大99回となっています。

取消について

- 取消できる入港料減免・還付申請の条件は以下のとおりです。
 - 入力者は入港料減免・還付申請を提出した利用者と同一である必要があります。
- 取消を行う場合、港湾管理者に対してあらかじめ連絡することが必要です。

その他、手続きに際しご不明な点につきましては、港湾管理者へお問い合わせください。

<入港料減免・還付申請の提出について>

- 以下の帳票を「書類状態確認（WVS）」（種別：帳票情報）業務で確認できます。
＊帳票を確認できる期間は、下記の表の条件から14日間（土日祝含む）です。

表 2.7.1-2 書類状態確認（WVS）業務（種別：帳票情報）で確認できる帳票

条件	帳票名
港湾管理者が入港料減免申請書に対して回答を行った場合	入港料減免申請回答情報
港湾管理者が入港料還付申請書に対して回答を行った場合	入港料還付申請回答情報

- 以下の帳票が宛先官庁に出力されます。

表 2.7.1-3 宛先官庁に出力される帳票

条件	帳票名	出力先
港湾管理者への入港料減免申請書提出の場合	入港料減免申請書提出情報	港湾管理者
港湾管理者への入港料減免申請書情報が訂正または取消された場合	入港料減免申請書訂正・取消情報	港湾管理者
港湾管理者への入港料還付申請書提出の場合	入港料還付申請書提出情報	港湾管理者
港湾管理者への入港料還付申請書情報が訂正または取消された場合	入港料還付申請書訂正・取消情報	港湾管理者